

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市消費者団体活動補助事業
補助の区分	団体運営補助
補助の概要	消費生活の安定及び安全を確保して、市民の自主的な消費者活動を促進するため、消費生活の質及び消費者意識の向上を図る市内の消費者団体を実施する事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する
補助事業者	佐渡市消費者協会
補助対象経費	消費者教育に関する事業等
類似補助の有無	無
※類似補助金の統合メニュー化	○同種の補助金の統合検討
補助金額 (定額、上限、下限等)	○少額（5万円以下）補助金の理由
※少額補助金は廃止	
補助率等	<p>県会費×1/2×会員数</p> <p>○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由</p> <p>【消費者教育の推進に関する法律】等の基本理念に基づき、地方公共団体は、消費生活センター、教育委員会その他の関係機関相互間の緊密な連携の下に、消費者教育の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の社会的、経済的状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有している。補助対象である消費者団体は、基本理念にのっとり、消費者教育の推進のための自主的な活動に努めるとともに、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場において行われる消費者教育に協力するよう努めるものとされており、その活動の公益性に鑑み、1/2を超えて補助するもの。</p>
※補助率は原則1/2以下 (市単独の場合)	
数値目標等	A 数値化
※数値目標の設定検証	<p>事業開催数 年4回 (消費生活に関する意識向上のための講演会、食の安全・地産地消を生産者との交流する島内研修など)</p> <p>参加者数 100名以上</p> <p>○目標に対する費用対効果(計算式)</p> <p>○目標を数値化できない理由及び他の評価方法</p> <p>アンケート調査のほか、費用対効果については数値化できないため、活動実績や実績報告を総合的に判断して評価する。</p>
補助制度開始	平成25年12月9日
見直し時期	平成32年10月1日
補助終期	平成33年3月31日
※サンセット方式の徹底	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法(手段) 補助事業の募集はしない。佐渡市消費者協会会報に掲載する。
事業担当 (担当部署)	市民生活課 消費者行政係
(電話番号)	0259-63-5112